

平成 29 年 2 月 27 日

富良野市議会議長 北 猛 俊 様

市民福祉委員長 今 利 一

都市事例調査報告書

平成 28 年第 4 回定例会において、都市事例調査の許可を得た所管にかかわる事務について、下記のとおり事例調査を実施したのでその結果を報告します。

記

1. 調査地 山口県宇部市、大分県日田市
2. 日程 2月7日～2月9日 3日間
3. 参加者 岡野孝則・北 猛俊
水間健太・本間敏行
日里雅至・今 利一
4. 調査事項 文化振興によるまちづくりについて
5. 調査内容 別紙のとおり

= 別 紙 =

山口県宇部市

概 要

宇部市は、本州の西端、山口県の南西部に位置し、西は山陽小野田市、東は山口市、北は美祢市に接し、南は瀬戸内海の周防灘に面する化学工業都市である。市街地からほど近い位置に山口宇部空港、海浜部には重要港湾の宇部港があり、市の東西を走る鉄道（JR山陽本線、宇部線）中央部を横断する高速道路（山陽自動車道）と合せて、陸海空それぞれの交通機関が整っている。

宇部とその周辺では、江戸時代の初めに石炭が発見され、当初は瀬戸内海の塩田用燃料として用いられていたが、明治時代以降は石炭需要の急増に伴い各地で炭鉱が開かれ石炭産業が発展した。人口の急速な拡大と飛躍的な発展により、大正10年11月に村から一挙に県内2番目の市制を施行した。その後、第二次世界大戦の戦禍により市街地の大半が焼失したものの、まちの再建にける市民の熱意と戦後の復興景気に支えられ、順調な回復を果たすとともにエネルギー需要構造の転換にいち早く対応し、近代的な工業都市へ移行した。しかしこの間の急激な工業化は、ばいじん降下による大気汚染などの公害問題を引き起こし、その解決に産官学民一体となった「宇部方式」による公害対策に取り組み環境改善を図る。その実績は、産業発展と市民福祉の調和を目指す先進事例として広く知られ、平成9年に国連環境計画（UNEP）から「グローバル500賞」を受賞する。

宇部市文化の振興及び文化によるまちづくり条例と煌く（きらめく）まち文化振興ビジョン

宇部市は、石炭産業の振興により発展したまちであり、戦災復興や公害対策の中で緑化運動や花いっぱい運動などの市民、団体、事業者などが一丸となった活動につながり、荒廃した生活空間や青少年の心の蘇生を願う「自然と人間の接点を芸術から」という野外彫刻でまちを飾る運動へと発展した。まちの至る所で野外彫刻が鑑賞できる宇部市固有の情景が生まれ、市内には、産業都市としての歩みを印象づける数々の近代化産業遺産があり宇部市独自の文化が創造されている。

このような歴史的・文化的資産を次世代に引き継ぐとともに、さらに発展させ新たなまちの活力を生み出すため、市と市民が協働して文化の振興と文化によるまちづくりに取り組むことを目指し、平成22年12月に「宇部市文化の振興及び文化によるまちづくり条例」が制定された。条例は前文、第1条(目的)、第2条(定義)、第3条(基本理念)、第4条(市の役割)、第5条(市民等の役割)、第6条(基本方針の策定)、第7条(審議会)から構成される。

条例制定の背景としては、まちづくりにおいて、生活の質を重視し、暮らしにうるおいや安らぎを与えてくれる環境整備が必要な時代となり、人間が人間らしく生活するために、文化活動は重要な要素として見直され、求められている事があげられる。

また、従前の文化振興は、文化財の保護や社会教育の一環としての芸術鑑賞などの取

り組みが中心であることから、教育委員会がその事業を担ってきたが、市民ニーズが多様化し、生活環境の変化などが進むにつれ、人の心を豊かにする文化の大切さが再認識されてきたことから、文化振興をまちづくりの要素の一つとして位置付け、関連施策を進めるため文化振興課を市長部局に移管し、文化振興政策を全市的に推進することになった。

また、文化の振興及び文化によるまちづくりは、社会全体で考え取り組むべき課題であることから、市と市民等が一体となり共通の目標として取り組んでいく基本理念に則り、施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な指針「煌くまち文化振興ビジョン」が平成 24 年 3 月に策定されている。

このビジョンでは、「人と地域がきらめく文化の薫るまち」を基本目標として、その実現に向けて取り組むための 4 つの視点（基本理念）と 10 の施策の柱が策定されている。

[4 つの視点]

- (1) 文化活動の自主性・創造性・多様性の尊重
- (2) 市独自の文化活動及び文化財の保存、継承、発展及び活用
- (3) 市民の文化意識の高揚、文化活動活発化のための環境整備
- (4) 文化振興の取組と観光や産業との連携

また、宇部市発展の礎を築いた渡辺祐策(宇部興産の創業者)の遺徳を顕彰するため、市内事業各社の寄付を得て建造された「渡辺翁記念会館」は市民の文化活動の拠点となっており、従来は宇部市で管理運営していたが、平成 25 年 10 月より一般財団法人宇部市文化創造財団へ指定管理により運営委託をしている。

民間による運営にすることで自主的な文化活動を推進し、その結果、平成 21 年には 30%だった利用率が平成 27 年には 45%、平成 28 年末では 50%を見込むまでになっている。また、財団は文化事業開催の相談窓口にもなっており、市民が文化振興事業を開催したい際に支援を行うなど、市民の文化活動推進にも寄与し、従前より存在した文化団体と文化創造財団が連携し、イベントなどの事業展開を行っている。

その他の取り組みとしては、障がい者の介助者の入場は無料とするなど、多くの人が施設を利用し文化に触れることができようとしている。平成 28 年からアーティストインレジデンス事業にも取り組み、作家を招聘し作品制作を行ってもらった傍ら、市民とアーティストとの交流を通じまちの活性化や市民がアートにふれあう機会を創出している。

考 察

宇部市においては、戦後復興の中から生まれた市民運動による「緑と花と彫刻のまちづくり」を継承発展するなど「文化」をまちづくりの要素として位置づけ、文化の薫り高い多彩な施策を展開したいと考えていた。成熟した社会の中で心の拠り所にするものは何か、人間の幸せの原点は何か、これらを追求し求めていった時に出た答えが「文化」になったと想像する。将来のある子ども達のため、障がい者向けチケット、生活困窮者向けの対応などまだ不足していると言いながらも多くの住民に夢と感動、感銘を与える機会を作っていた。文化振興を進める上で住民の満足度を高めようとした結果、「文化の

薫るまちづくり」につながり、文化振興を通じた人と人とのつながりにより、心が豊かになるものと実感した。

本市においても、NPO法人ふらの演劇工房や文化協会などの活動を通じ、市民が芸術文化に触れる機会は十分に存在するが、団体間の連携、市民の文化意識の高揚をさらに図ることができれば、文化振興は精神的な事業としてだけでなく、地域経済の発展につながるものと考ええる。

文化は人に楽しさや感動、精神的な安らぎを与え、豊かな人間性や想像力を育み、人を育て、人と人とのつながりを生み出すものであり、子ども達の健やかな成長や心豊かな市民生活のために欠かせないものである。本市独自の文化の継承と発展は、市民福祉の向上、地域経済の活性化、地域のブランド化につながり、観光振興にも寄与すると考えられ、今後も尚一層の向上・発展に期待するものである。

- 大分県日田市 -

概 要

日田市は北部九州のほぼ中央部、大分県の西部に位置し、福岡県と熊本県に隣接した地域である。市の中心部を流れる筑後川の上流である、三隈川を始め、花月川、大山川、玖珠川などの河川が合流する「水郷(すいきょう)」のまちである。市の総面積は666.03平方キロメートルで、大分県で2番目に広く、総面積の約80パーセントが山林原野を占めている。

古くから北部九州の各地を結ぶ交通の要衝の地として栄え、江戸時代には幕府直轄地「天領」となり、西国筋郡代役所が置かれるなど、九州の政治経済の中心地として繁栄してきた。

また日田市は「天領ひた」「水郷ひた」さらに「九州の小京都」と呼ばれ、多くの観光スポットを有し、天領家の商家町として栄えた豆田町は江戸期から昭和初期にかけての伝統的建築物が残る町並みが形成されている。

産業は「日田杉」で知られる日本でも有数の木材産地で、木工製品や家具等の木材関連産業が中心であり、また、野菜や果実の産地でもあり、特に梨は「日田ブランド」として全国各地や海外へも出荷されている。

企業誘致も積極的に行われ、TDK三隈川工場、化学物質評価研究機構、SWS西日本株式会社などが進出している。

日田市文化振興条例及び日田市文化振興基本計画

日田市では平成18年4月に、大分県下では最初となる「日田市文化振興条例」を施行し、市民の文化活動の推進と活力ある地域社会の実現を目指し、各種事業を展開している。条例制定に至った背景としては大きく3点があげられ、1点目は社会的な環境の変化である。質の高い生活の実現、教育・生涯学習の充実、地域づくり、地域経済の活性化、国際化の進展、情報化の進展があげられる。2点目は法的基盤の整備である。平成13年12月に文化芸術振興基本法が施行され、地方公共団体の責務や取り組むべき基本的施策が明文化された。さらに大分県でも文化の香り高いふるさとづくりを目指し、平

成16年4月に大分県文化振興条例が施行されるなど、法的基盤の整備が進められてきた。3点目は当時の日田市民会館が老朽化により新たな市民文化会館（パトリア日田）の建設が具体化されたことである。開館後の効果的な運用をめざし、あわせて市の文化振興施策の基本方針や施設の位置づけを明確にするため文化振興条例の制定を行った。

条例の構成は前文、第1条(目的)、第2条(基本理念)、第3条(市の役割)、第4条(市民及び文化団体等の役割)、第5条(事業所等の役割)、第6条(基本計画)、第7条(基本的施策)、第8条(日田市民文化振興会議の設置)、第9条(振興会議の所掌事務)、第10条(振興会議の組織等)、第11条(振興会議の庶務)、第12条(規則への委任)となっている。

また、条例第6条に基づき市の文化振興施策を総合的に推進するため、平成19年度から平成28年度までの「日田市文化振興基本計画」を策定し、文化に関する施策を計画的に推進している。施策の方針として 文化の保存、継承及び発展、人材の育成及び確保、文化活動及び鑑賞のための機会の充実、情報の発信及び収集並びに文化交流が掲げられている。

さらに計画の中には日田市民文化会館の役割が明記されており、施設が従来の鑑賞を中心とした施設ではなく、人々が交流し地域文化の創造と発信によるまちづくりの拠点としての役割が位置付けられ、市民の積極的な文化活動が促されている。

日田市民文化会館パトリア日田

市民が文化に接する場、市民自ら文化を創造する場としての拠点施設として、日田市民文化会館「パトリア日田」がある。パトリア日田は、平成9年3月に策定された「日田市総合文化施設整備に関する報告書」を発端として、建設基金の設置、市議会特別委員会の設置、各種構想計画を経て、平成19年7月に竣工した。建築面積5,578.70㎡、延面積10,009.88㎡の地下1階地上3階建て、大ホール1,003席、小ホール351席、練習スタジオ4室、ギャラリー、創作室、和室、事務室、受付、会議室2室、応接室、エントランスロビー、喫茶、チャイルドルームなどで構成されている。平成27年度における入場者数は約16万人、大ホールの稼働率は63.4%と高水準である。施設の運営管理は直接市が行っていたが、平成26年より東京に本社を置く株式会社ケイミックスを指定管理者として運営管理を委託している。パトリア日田の設備が充実していることから、市外の利用者も多く文化活動の拠点として十分に機能している。

考 察

日田市の市民文化会館「パトリア日田」は、従来の鑑賞型施設ではなく、様々なイベント開催により人々が集い、交流し、地域文化の創造と発信によるまちづくり拠点としての役割を担うものとして作られた。地元の演劇関係者など多くの市民、団体などのほか、県内外からの施設利用も盛んであり、文化のまちを内外にアピールする文化振興の核となる施設である。

また、文化振興計画は総合計画を上位計画とし、文化振興に係る市の施設を横断的につなげ、芸術文化、メディア芸術、文化財、伝統芸能など対象とする文化の領域を指針

に盛り込み、市民の評価も高くまちの活性化が図られている事が伺えた。

本市の文化に関する歴史は日田市と比べて浅いものの、文化の本質は同じであり、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎを与え豊かな人間性を造り出してきた。施設の充実は勿論であるが、鑑賞だけの文化にすることなく、主体性をもって多くの住民が文化振興に携わることで心豊かになり、経済発展の原動力につながるものと感じたところである。